

内閣官房長官
加藤 勝信 様

子どもの健全な成長のための外あそび推進に向けた提言書

2021年6月9日

子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会

目次

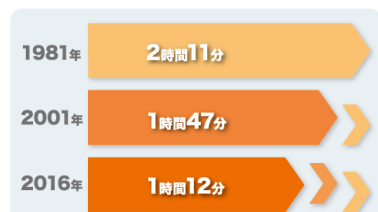
- I. はじめに
- II. なぜ外あそびが必要か
- III. 外あそびができていない子どもの現状と外あそび推進における課題
- IV. 子どもの健全な成長のために目指すべきこと－法的整備の必要性
- V. 必要な環境整備と意識改革
 - 1. 外あそび空間の整備
 - 2. 外あそびを指導・サポートする人材の育成・確保
 - 3. 子どもおよび子どもを取り巻く大人の意識改革
- VI. おわりに

I. はじめに

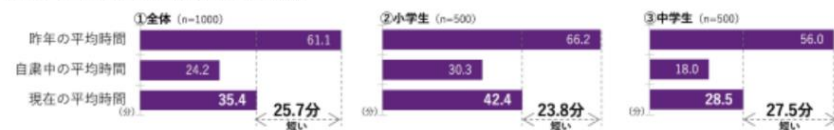
子どもの健全な発育・発達のためには、幼少期から休養・栄養・運動を中心とする健康的な生活習慣とそのリズムを身につけ、維持することが非常に重要である。健康的な生活習慣とそのリズムとは、国民運動としても推進されている「早寝・早起き・朝ごはん」の規則正しい生活習慣であり、健康的な生活習慣とリズムが維持されることにより、5つの側面（身体的・社会的・知的・精神的・情緒的側面）がバランスよく育まれ、子どもの健全な成長が促される。しかし、現代の子どもは、就寝時刻の遅れから、生活リズムが著しく崩れている。就寝時刻の遅れの原因としては、生活の夜型化、デジタルデバイスの利用時間の増加、そして、日中の運動不足が挙げられる。生活リズムの崩れは、自律神経の機能を低下させ、学力低下、体力低下、体調不良、情緒不安定を引き起こし、子どもの健全な成長を脅かす。外あそびは、この子どもの乱れた生活リズムを改善するのに、極めて有効である*1。

しかし、近年、生活環境の変化により、子どもの外あそび時間は減少している。2016年の民間企業による調査では、35年の間で3割以上も減少したことが明らかとなった*2。さらに、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、子どもの外出が自粛され、2020年の調査では、小中学生の外あそび時間が2019年に比べ4割も短縮するなど、子どもに必要な外あそびが行われていない深刻な状況が明らかとなった*3。

子どもの1日の外あそび時間 **35年間で30%以上減少**



〔図2〕小中学生が1日に外で遊ぶ平均時間



本提言書は、未来を担うすべての子どもが、その健全な成長に極めて重要である外あそびを十分に行えるよう、空間の整備、人材の育成、そして啓発および意識改革の観点から、国が実施すべき施策を提言する。

II. なぜ外あそびが必要か

外あそびは、子どもの健全な成長に不可欠である健康的な生活習慣とそのリズムを築くとともに、子どものからだや心の発達において、直接的に下記の好影響を与える。

*1 「データでみる生活習慣の乱れ」

小学校保健ニュース No. 972 付録 早稲田大学人間科学学術院 前橋 明教授

*2 シチズンホールディングス「子どもの時間感覚」(2016年、回答者400人)

*3 近視予防フォーラム「新型コロナウイルスによって変化した子どもの生活実態」に関する調査(2020年)

- 強く健康なからだの育成
 - 戸外での運動は、自律神経機能を強化し、また身体諸機能を促進させ、子どもの意欲の向上、自主的・自発的行動につながる*⁴。
 - 自由で自発的な運動を展開できる運動あそびは、運動能力発達の基盤をつくり、身体能力向上につながる*⁵。
 - 屋外で太陽光を浴びることは、近視の発症予防、進行の抑制に効果があり、また、骨格と歯の健康な発育に有効である*⁶。
- 健全なこころの育成
 - 太陽光を浴びることで生成されるビタミンDは、うつ状態やメンタルヘルスを改善する*⁷。
 - 幼少期の運動は、豊かな感性、情緒の発達を促す*⁸。
 - 他の子どもと遊ぶことを通じて、コミュニケーション能力が育成される*⁷。
- 健全な脳の発達
 - あそびの中で経験する「架空の緊急状態」を通して、大脳が興奮と抑制を経験し、交感神経の機能が高まる。交感神経機能は、やる気を引き出すと共に、感情をコントロールし、計画性のない突発的な行動を抑える*⁷。
 - 自発的に展開される自由なあそびは、前頭葉の発達を促し、社会適応力、問題解決力を向上させる*⁷。
 - 有酸素運動により、認知能力、読解能力、数学的能力など、学業に直結する能力に加え、目標を達成するために必要な能力（集中力、計画力、問題解決能力、作業記憶、感情抑制能力）などが向上する*⁹。

強く健康なからだ、健全な心、そして健全な脳の発達は、創造力や前に踏み出す力、やり抜く力、意欲を育み、それらは生きる力につながっていく。これらの力は、子どもが社会で活躍する上で、今後ますます必要とされるものである。

⁴ 「子どもの健康づくりと生活リズム」論説 早稲田大学人間科学学術院 前橋 明教授

⁵ 文部科学省「幼児期運動指針ガイドブック」

スポーツ庁「平成30年度体力・運動能力調査結果」（調査結果の分析）

⁶ Jones, L. et al. 2007, 'Parental History of Myopia, Sports and Outdoor Activities, and Future Myopia,' *Invest Ophthalmol Vis Sci*;48(8):3524-32

Rose, K. et al. 2008, 'Outdoor Activity Reduces the Prevalence of Myopia in Children,' *Ophthalmology*;115(8):1279-85

Rose, K. et al. 2008, 'Myopia, Lifestyle, and Schooling in Students of Chinese Ethnicity in Singapore and Sydney,' *Arch Ophthalmol* ;126(4):527-30.

He, M et al. 2015, 'Effect of Time Spent Outdoors at School on the Development of Myopia Among Children in China A Randomized Clinical Trial,' *JAMA* 314(11):1142-1148

Wu, P. et al. 2013, 'Outdoor Activity during Class Recess Reduces Myopia Onset and Progression in School Children,' *Ophthalmology* Vol 120, Issue 5

河合雅彦、2017、「【紫外線の健康影響-その功罪を考える-】ビタミンD欠乏性くる病が増えている（解説/特集）」、*環境と健康* 30巻2号

⁷ healthline "What Are the Benefits of Sunlight?" <https://www.healthline.com/health/depression/benefits-sunlight>

Schaad, K. et al. 2019, 'The relationship between vitamin D status and depression in a tactical athlete population,' *Journal of the International Society of Sports Nutrition* volume 16, Article number: 40

⁸ Yogman, M. et al. 2018, 'The Power of Play: A Pediatric Role in Enhancing Development in Young Children,' *Pediatrics* 142 (3)

⁹ Bidzan-Cluma, L; Lipowska, M. 2018, 'Physical Activity and Cognitive Functioning of Children: A Systematic Review,' *Int J Environ Res Public Health* 15(4): 800.



本会では、上記の效能をもたらす外あそびには、次の要素が必要であると考えます。

- ① 子どもが仲間とともに自発的・自主的に楽しんで、思い切り体を動かすこと
- ② 心肺機能をしっかり働かせること（すーすー・はーはーの運動）
- ③ 自然とふれ合うこと
- ④ 戸外で太陽光を十分に浴びること*10

子どもの健全な成長のためには、この4つの要素を含む外あそびが、実現されなければならない。

III. 外あそびができていない子どもの現状と外あそび推進における課題

このように、子どもの健全な成長のためには、日常の生活において外あそびが十分に行われることが必要である。しかし、近年、テクノロジーの浸透や地域コミュニティ、家族形態の変化により、子どもたちの生活環境は大きく変化している。生活環境の変化は、子どもが外あそびをするのに必要な空間・仲間・時間（3つの間：サンマ）の不足をもたらし、子どもの外あそび体験の確保が非常に難しくなっている。以下に、保育・教育の場、地域、家庭における外あそびの現状と、推進の上で課題となっていることを示す。

1. 保育・教育の場の現状

ケガや事故などの問題が発生した場合の園・学校の責任の重さから、すべての小学校・保育園・幼稚園で校庭・園庭開放が行われておらず、現状、校庭に関しては、2割の学校が開放を行っていない。開放が行われていても、子どもの個人利用は相当に少ない状況である*11。

また、幼児期運動指針や、保育所保育指針、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、放課後児童クラブ運営指針では、戸外で遊ぶこと、からだを動かすことの重要性

¹⁰ 近視の発症予防および進行抑制、ビタミンDの生成によるうつ状態の改善および骨の健康な発育に貢献。具体的には、1000Lux以上の光を週に11時間以上浴びることが望ましい
 — 近視：Wu, P. et al. 2018, 'Myopia prevention in Taiwan,' Annals of eye science Vol3, No 2, うつ：healthline ["What Are the Benefits of Sunlight"](#)、骨：河合雅彦、2017、「【紫外線の健康影響-その功罪を考える-】ビタミンD欠乏性くる病が増えている（解説/特集）」、環境と健康 30 巻 2 号

¹¹ スポーツ庁「[体育・スポーツ施設現況調査](#)」（2017年）

について言及しているが、現場では、子どもを指導する保育士や教諭、学童の指導員自身が、外あそび経験が少なく、あそびのレパトリーやあそび方の工夫を教えたり、戸外活動を指導することができない状況がある。保育者・教育者・指導員の外あそびや戸外活動の指導力に差があり、外あそび・戸外活動の機会が等しく確保されていない。

2. 地域の現状

近年、都市化や自動車の普及により、また放置された空き地の問題から、地域において子どもが安全に思い切りからだを動かせる場所や路地が減少している。

子どもが遊べるはずの公園においても、安全管理の問題や多すぎるルールが存在したり、地域住民に子どもの声が騒音と捉えられ、あそびが制限される等、子どもがのびのびと公園を利用できない状況がある。都内には、大声禁止や大縄跳び禁止など、禁止事項が45も掲げられている公園もある*¹²ほか、海外の諸都市と比較して、東京は人口あたりの公園面積が少なく、多くの年齢層が1つの公園を共有しているという状況もある*¹³。

また、放課後の時間は、生活リズムの改善の点から、外あそびを行うのに生理学的に最適な時間であるにもかかわらず、異年齢の子どもの交流が希薄となり、いわゆるガキ大将役の子どもが不在であることから、子どもは外あそびをするきっかけを得られず、室内で過ごす時間が増えている。

3. 家庭の現状

近年、デジタルデバイスの浸透により、子どもはゲームやビデオ視聴など、デジタルコンテンツにより大きな魅力を感じ、あそび場が身近にあっても、外で遊ばない状況がある。2019年に小中学生を対象に行われた調査では、小学生1年生において、戸外での運動時間が45分であったのに対し、ゲーム、テレビ、スマホ等のデジタルデバイスの利用時間の合計が2時間15分と、デジタルデバイスの利用時間が、外あそび時間を大きく上回っていた*¹⁴。学校教育のデジタル化により、学校・家庭でのデジタルデバイスの利用は、今後ますます増えていくことが見込まれる。

また、共働きが大多数を占める子育て世帯においては、保護者の帰宅が遅かったり、あるいは大人の夜型生活に巻き込まれて、子どもの生活の夜型化が進み、生活リ

¹² NHK 首都圏ナビ「公園のルール多すぎない？」(2020年2月5日)

¹³ 東京都「世界の中の東京—世界の主要都市と比較した東京の都市力—」P.431

¹⁴ 早稲田大学 前橋研究室 「埼玉県所沢市における小学生・中学生の生活習慣の実態と課題」(2019年)

リズムの乱れが生じている。そのため、子どもの活動力、体力が低下し、外あそびが行われず、ますます生活リズムが乱れるという悪循環が起こっている。

そして、核家族化により、放課後に帰宅した後の子どものあそびを見守る大人が家庭におらず、子どもが地域で遊ぶ機会が失われている。

IV. 子どもの健全な成長のために目指すべきこと－法的整備の必要性

子どもの五感を最大限に刺激し、強く健康なからだおよび健全な心の育成、脳の健全な発達を促す外あそびは、子どもたちの健全な成長に極めて重要な役割を担うとともに、社会で活躍するのに、今後ますます必要となる能力の育成にも大きく寄与する。そのため、外あそびに必要な空間・仲間・時間（3つの間：サンマ）を確保し、すべての子どもが、日常生活の中で、身近な環境で自然とふれあいながら、十分な外あそびの機会が得られるようにしなければならない。特に外あそびの成長への影響が大きい幼児・児童の時期において、外あそび時間の減少およびあそび場の確保が困難な現状が、保育・教育の場、地域、家庭を有機的に結びつけながら改善されるよう、国や地方自治体が制度として、外あそびを推進する体制・環境を整備することが強く求められる。その環境の整備には、あそびの伝承および安全指導も行える人材の確保も含まなければならない。人材およびリソースの確保、効率的な運営のためには、行政と民間の連携が不可欠であるため、その連携体制を、国が制度として構築することも求められる。

外あそび推進には、複数の府省庁が関わっていることを考慮し、それぞれの府省庁が取り組んでいる活動を横断する法律や施策、ガイドラインが策定され、包括的に一元的に実施されることにより、外あそび推進の体制・環境の整備がなされることが重要である。

V. 必要な環境整備と意識改革

国や地方自治体が制度として、すべての子どもたちに、安全に外あそびを行う機会が十分に確保されるよう、「1. 外あそびの空間の整備」、「2. 外あそびを指導・サポートする人材の育成・確保」、「3. 子どもおよび子どもを取り巻く大人の意識改革」の3つの柱の取り組みがなされることを提言する。

1. 外あそび空間の整備

a. 校庭・園庭開放の利用促進

下記を通じて、すべての小学校、幼稚園・保育園・こども園において積極的に校庭・園庭開放がなされ、地域の子どもによる利用が促進される体制を、政府横断的に、整備することが必要である。

- 校庭・園庭開放において、学校・園の安全管理の責任が問われる状況ができる限り回避されるよう、地域の NPO や民間サービスとの連携を通して、見守りの体制を強化し、ケガや事故、犯罪のリスクが低減されなければならない。そのためには、政府横断で、NPO や民間サービスの活用に対する補助金や助成金等の支援制度を確立し、校庭・園庭開放における NPO や民間サービスとの連携を積極的に促すべきである。
- 平日の放課後および休日については、子どもの利用が優先されるよう、文部科学省および厚生労働省等が連携して、自治体に対して通達を出し、自治体は通達に従い、小学校、幼稚園・保育園・こども園においてルール周知、徹底を図るべきである。
- 非営利団体や地域クラブ、行政の外郭団体等の民間事業者の活力を生かし、その参画が促進されるよう、スポーツ庁が、自治体に通達し、民間事業者の参画を推進するスポーツ基本法の精神の現場への浸透・啓発が行われるべきである。

b. 身近な場所における安全な外あそび空間の確保

子どもたちが身近な場所で、自然とふれあいながら、安全にからだを動かすことのできる機会を確保するためには、国土交通省が、既存の公園の整備および公園以外の外あそび空間を整備すべきである。

- 既存の公園の整備を通じた公園利用の促進
 - 公園の利用における適切でないルールを改善し、公園に対する多様化したニーズに対応するため、国土交通省が自治体に対し、公園の特性に応じた利用がなされるよう働きかけを行うべきである。
 - 公園が安全に利用されるよう、国土交通省は自治体に対し、地域の NPO や民間サービスと連携し、地盤・遊具の安全管理の強化・徹底を図り、適切な防犯対策を実施するよう促すべきである。特に公園の遊具については、劣化したまま放置されたり、老朽化により撤去されたりしないよう、定期点検の実施が適切に実施され、安全な利用が確保されなければならない。また、子どもたちの成長を促すために、最新のデータを利活用した遊具の導入も支援すべきである。

- 公園以外の外あそび空間の確保
 - 政府は、あそび場や自然を取り入れた地域開発に対する税制措置など、民間企業に対し、外あそび空間の確保に対するインセンティブを供与すべきである。
 - 国土交通省は、都市・地域開発における民間企業の競争を促進するための体制の整備をすべきである。例えば、「子どもの遊び場の多い街ランキング」といったランキング制度や企業に対する表彰制度が設置されるべきである。

2. 外あそびをサポート・指導する人材の育成・確保

上記の外あそび空間の整備に加え、その空間が積極的に利用されるためには、ゲームやテレビ視聴などの室内あそびに勝る外あそびの魅力を味わわせ、外あそびに引き込むことが必要である。下記の事項の実現により、政府横断で、子どもを外あそびに誘導し、あそびをサポートする人材を確保すべきである。

a. 保育・教育、地域活動の場における指導者の外あそび指導力の養成

保育園・幼稚園・こども園・小学校および学童や児童館での地域活動において、幼児・児童の指導に従事する人が、一定の外あそびや戸外活動に関する指導力を身につけることができるよう、各省が連携して、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭および学童や児童館の指導員を対象とした、外あそびおよび身近な自然とふれあう戸外活動に関する包括的なガイドブック・プログラムの策定と、全国への普及・研修を実施し、指導力を養成しなければならない。また、新型コロナウイルス感染拡大をはじめとする感染症の感染防止に配慮したあそびについても指導できるようにすべきである。包括的ガイドブックやプログラムは、本会メンバーである有識者をはじめ、子どもの成長や生活習慣に精通し、保育・教育の現場を把握する有識者の助言のもとに策定される必要がある。

b. 放課後の地域活動における外あそびを誘導・サポートする人材確保

放課後の時間において、積極的に子どもたちを外あそびに引き込むためには、下記を通して、地域の学童、児童館において、あそびのリーダーとなる人材が確保されなければならない。学童保育や放課後子供教室の職員等は、その待遇が十分でない、またはボランティアベースであることが多く、人材の確保が難しい状況である。放課後の活動は、現在厚生労働省および文部科学省の間で、その内容によって管轄が分かれているため、人材確保の改善がなかなか進んでいない。したがって、政府が、補助金や助成金等の支援制度を確立し、包括的に、一元的に人材確保の体制を整備すべきである。

- 地域の NPO および人材の活用

地域の NPO や多様な年齢の人材等（若者や高齢者）を活用する仕組みを整備し、子どもの外あそびを誘導・サポートする人材を確保すべきである。

- 外あそびスペシャリストの養成・派遣

地域で外あそび推進スペシャリストを養成し、外あそび推進スペシャリストを学童や児童館に派遣する仕組みの整備がなされるべきである。

- c. 自治体の外あそび推進事業における人材確保

自治体による外あそびを推進する事業が、人材確保の難しさから形骸化してしまう、あるいは継続ができないという状況を克服するため、政府が、補助金や助成金等の支援制度を通して、事業に携わる人材を確保する体制を整備しなければならない。

3. 子どもおよび子どもを取り巻く大人の意識改革

外あそびの空間が整備され、外あそびを指導する人材が確保されていても、当事者である子どもや、子どもを取り巻く大人が外あそびの重要性を理解していなければ、真に外あそび推進を実現することはできない。環境の整備や人材の確保と合わせて、政府が一元的な体制のもとで、下記の事項を実現することにより、外あそびの当事者である子どもとその周囲の大人の意識を変えていく必要がある。

- a. 子どもの健全な成長に対する保護者のリテラシー向上

家庭において、子どもたちの外あそび時間が十分に確保されるためには、保護者が、子どもの健全な成長のための健康的な生活リズムの形成について、またそれにおける外あそびの重要な役割について理解する必要がある。そして、外あそびを通して、子どもが社会で活躍するために必要な資質・能力が育成されることについても、保護者の認知を高めることで、日常生活における子どもの外あそびがさらに促されると考える。そうした理解、認知を高めるよう、政府横断的に、保護者に対する啓発を行うべきである。ただし、保護者に対する啓発は、経済的困難を抱える家庭や障がいをもつ子どもの家庭に対して配慮しながら行われなくてはならない。

- b. 室内あそび・デジタルデバイスからの子どもの意識のシフト

子どもに外あそびを、楽しく、わくわくする体験と認識してもらい、外あそびのおもしろさへ子どもの興味・関心を喚起することが必要である。そのためには、2. で詳述した、子どもの外あそびをサポート・指導する人材を確保する体制を、政府横断的に整備し、そうした人材が子どもを外あそびに導きながら、そのおもしろさを子どもに理解してもらうことが重要である。

c. 子ども優先の地域コミュニティの構築

子どもの声が騒音と捉えられたり、大人があそび場を占有する等、公園や屋外空間で子どものあそびが制限されるという状況を変え、子どもが優先される地域を構築していくことが必要である。そのためには、地域住民が外あそびの重要性について理解する必要がある、子どものあそびを受け入れるよう、子どもの健全な成長について、そしてそれにおける外あそびの重要な役割について、自治体が地域住民を啓発し、未来を担う子どもを社会全体で育てるという意識を醸成していかなければならない。また、自治体による地域住民の啓発が積極的に行われるよう、政府が後押ししなければならない。

VI. おわりに

近年、複数省庁にまたがる子ども関連の政策において、府省庁を横断する動きが活発化している。例えば、2019年に制定された成育基本法は、「次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んじられ、その心身の健やかな成育が確保される」よう、省庁ごとに行われている施策を有機的に連携させ、一貫した支援体制の整備を目指している。また、創設に向けた動きが進んでいるこども庁は、児童虐待救済や不妊治療支援を中心に、子ども政策の一元化を目指している。

外あそびの推進の政策は、このこども庁の主導のもと、府省庁横断的に、包括的に、一元的に実施される必要がある。なぜなら、保育所保育指針や学習指導要領等の国の指針では、外あそびの重要性が認識されてはいるものの、保育・教育の現場では、その認識が浸透しておらず、また認識があっても、子どもにどう指導してよいかわからないといった状況があり、外あそびの推進は進んでいない。また、地域においては、あそび場がない、あそび場があっても、安全面や利用ルールの問題でこどもが自由に遊べない状況や、外あそびを推進する事業や活動があっても、それに従事する人材確保の難しさから、その充実化や継続が困難となっている状況がある。そして、家庭・地域においては、子どもの健全な成長における外あそびの重要な役割が認識されていないため、子どもが外あそび機会を十分に得ることができていない。こうした状況を克服し、保育・教育の場、家庭、地域すべてにおいて、外あそびが推進されるためには、こども庁が議論の先頭に立って、包括的に、一元的に外あそびの推進体制を整備していくことが必要である。

好事例集

外あそび空間の整備

❖ 学校施設を利用した放課後時間の活動事例

学校の設備、施策として、地域の様々な人材を活用しながら、自治体、民間企業と連携を通して、子どもたちの放課後時間の充実化を図っている事例

- [放課後 NPO アフタースクール 「アフタースクール」](#)

- 小学校の校舎を活用し、地域や学校のニーズに合わせた放課後プログラムを毎日提供。
- 学校の負担を軽減するとともに、地域住民の雇用、ボランティアの活用、および子どもたちに技術や知識を伝える「市民先生」の協力を得るなど、地域に眠る人材を掘り起こすことで、子どもが関心をもつ様々な活動を展開。
- 行政・企業と連携した多様なプログラムも提供。

❖ 公園および公園以外のあそび場に関する事例

国や自治体が、地域の人材を活用し、民間企業と連携しながら、子どもが自由に、自発的に遊べる環境を整備している事例

<国内>

- 神奈川県川崎市「[子ども夢パーク](#)」

- 子どもがやりたいことにチャレンジできるよう、禁止事項を最小限にし、泥や水、火や工具を使い、子どもたちが創意工夫をして自由に遊べる場を提供。
- 市内団体等の求めに応じた「出張プレーパーク」の開催や、遊び場づくりを行っている団体にスタッフを派遣。

- 東京都千代田区「[子どものあそび場事業](#)」

- 区内の公園、廃校となった学校の校庭など、合計9カ所で実施中。2019年には、年間で16,885人の利用があった。
- 決められた時間に、子どもたちがボールあそびや縄跳び等、好きなあそびを行うことができる場を提供。
- 安全管理とあそびの促進のため、プレーリーダーを配置し、遊具の貸し出しも実施。

<海外>

- イギリス - コミュニティ・地方自治省の子ども関連政策

- 各地域におけるあそび場、環境整備への助成金を支給。
- 「オープンスペース、スポーツおよびレクリエーションに関する計画策定指針」
 - 地域のニーズに応じ、子どものあそび場を増やし、保護するための計画策定フレームワーク。
 - 地域開発、住宅地建設などの際に、緑の空間、子どもや若者が遊ぶことのできるオープンスペースの確保などを定めている。
 - 建築委員会を通し、地方当局が計画策定指針に則った空間を作るための支援や助言を提供。
- 「パークフォース・キャンペーン」：オープンスペースで働く人員の確保。
- 「近隣巡視員」の配置：犯罪、落書きやポイ捨て、駐車違反などを抑制し、あそびに適したスペースを確保。
- ガイドブック「アクセスしやすい遊び場づくり—好事例集」の作成：障がいのある子どものあそびを推進するため、当事者、あそび場の提供者、遊具製作会社などと協力して作成。
- イギリス - 運輸省「ホームゾーン」
 - 道路を、歩行者や自転車利用者などが安心して利用できる生活空間へと変えるため、「ホームゾーン」を設置。

外あそびをサポート・指導する人材の育成・確保

❖ 外あそびをサポートする人材確保の事例

国や自治体が、プログラムやガイドブックの策定、資格制度の設立など、子どものあそびを指導する人材を育成する体制を整備する事例

<国内>

- 新潟県三条市「[三条版運動あそびプログラム](#)」
 - 2016年、幼児教育の現場へのアンケート結果を踏まえ、専門家の協力のもと、保育所（園）、幼稚園、認定こども園を対象とした「[三条版運動あそびプログラム](#)」を作成。
 - あ幼児期運動指針に沿った具体的な運動法や伝統あそびの解説に加え、子どもが創意工夫を発揮するための指導方法、保育者の役割、施設内での協力体制の例などを記載。

<海外>

- イギリス - 文化省

すべての子どもが自由に遊ぶ環境づくりの専門知識を備えたプレイワーカーが国家資格の職業として存在し、資格取得のためのトレーニングに関する国家フレームワークのもと、プレイワーカーの養成を行っている。プレイワーカーは、冒険遊び場（プレーパーク）など、子どものあそびに関わる場所で活躍している。

- イギリス - 保健省

国立医療技術評価機構を通じ、就学前の子どもに適したあそびに関するガイドブックを作成。

子どもおよび子どもを取り巻く大人の意識改革

国や自治体との連携を通し、アカデミアや民間組織が、健全な生活リズムの形成や外あそびの重要性について、保護者や地域住民を啓発したり、外あそびへ子どもの関心を喚起する活動の事例

- ❖ 子どもの健全な成長に対する保護者のリテラシー向上

- 大阪府：「生活リズム向上キッズ大作戦！」事業

3歳から5歳の約6万人の子どもを対象にした調査をもとに、子どもたちが保護者とともに、基本的な生活習慣を身につけることを目指した事業。個別健康カードを作成するとともに、「保護者向け啓発リーフレット」を活用し、子どもの生活習慣とそのリズムの向上を行う。

- ❖ 室内あそび・デジタルデバイスからの子どもの意識のシフトの事例

- ガイナーレ鳥取（サッカーJリーグ）「[復活！公園遊び](#)」

選手やスタッフが「ガキ大将のお兄ちゃん」となり、昔懐かしいあそびやからだを使った様々なあそびを通して、子どもたちの心とからだの健やかな成長を目指して活動。あそびには特に「鬼ごっこ」を取り入れているが、「鬼ごっこ」は、変化する状況に対応する多様なスキルが求められるあそびであり、子どもを熱中させる。鳥取県や地域と連携し、外で遊ぶこと、仲間と楽しく過ごすことの大切さを子どもたちに伝える。

- ❖ 子ども優先の地域コミュニティの構築の事例

- ドイツ

2010年、公害に関する法律を改正し、子どもの声は公害に当たらないとして、住宅街における幼稚園、公園の設置について、それまで必要とされていた許可の取得を廃止。

開催実績

開催日	テーマ	発表内容
2020年		
第1回 10月28日	外あそびの重要性について	<ul style="list-style-type: none"> ① 早稲田大学 人間科学学術院 前橋明 教授 「なぜ、今外あそびが必要か」 ② Deportare Partners 代表 為末大 「よりよい外あそび環境の整備に向けて」
2021年		
第2回 3月30日	都市開発と子育て環境の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ① モリウミアス 理事 油井元太郎 「自然とふれあう外あそびの重要性」 ② 東京建物株式会社 ソリューション推進部 部長 越智啓二郎 「今後の都市開発のあるべき姿と自然環境を重視した開発事例および東京の課題」
第3回 6月3日	外あそび推進の好事例と普及における課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 放課後NPOアフタースクール 代表理事 平岩国泰 「学校施設を活用した地域における放課後の教育プログラムの提供の紹介および活動における課題」 ② 川崎市こども未来局青少年支援室子どもの権利担当課 米井克子 「子どもの権利条例に基づいた川崎市子ども夢パーク事業」 ③ 株式会社SC鳥取（ガイナール鳥取）代表取締役社長 塚野真樹 「地域と連携した『復活！公園あそび』の活動」 ④ 株式会社ジャクエツ 「外あそび推進のための研究、調査結果とそれに基づいた最新の遊具の紹介、遊具の安全性」
第4回 6月9日	提言案とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ① 自見はなこ参議院議員 「こども庁の政策課題について」 ② 日本冒険遊び場づくり協会 代表 関戸博樹 「子どもたちが自由に遊び、育つことのできる地域社会の実現に向けた人材育成および啓発活動について」 ③ 提言案とりまとめ

勉強会議員メンバー（順不同）
井上 信治 衆議院議員（座長）
上野 賢一郎 衆議院議員（副座長）
笹川 博義 衆議院議員
田野瀬太道 衆議院議員
田畑 裕明 衆議院議員
牧島 かれん 衆議院議員
穂坂 泰 衆議院議員
自見はなこ 参議院議員
山田太郎 参議院議員
小倉 将信 衆議院議員（事務局）

子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会
早稲田大学 人間科学学術院 前橋 明 教授（代表）
京都ノートルダム女子大学 現代人間学部 こども教育学科 石井 浩子 教授
Deportare Partners 代表 為末 大
公益社団法人 MORIUMIUS(モリウミアス) 理事 油井 元太郎
ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 ビジョンケア カンパニー
事務局：APCO Worldwide 合同会社